

特定非営利活動法人

NPO 日本キャリア・コンサルタント協会

定 款

制定 平成16年6月27日

改訂 平成17年7月 1日

改訂 平成17年12月11日

改訂 平成18年 6月25日

改訂 平成20年 9月10日

改訂 平成21年11月28日

改訂 平成27年 7月 6日

改訂 平成28年 9月28日

改訂 平成29年11月11日

改訂 平成30年 8月18日

改訂 平成30年11月 4日

特定非営利活動法人
「NPO 日本キャリア・コンサルタント協会」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPO 日本キャリア・コンサルタント協会という。
 英文名は NPO Japan Career Consultant Association とし、略称を JCCA とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
 2 前項のほか、従たる事務所を神奈川県藤沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、個人が自ら生涯にわたり主体性を持って自分自身の能力や特性に合わせた
 キャリア形成が出来るように就業者、求職者、児童、生徒、学生、企業及び団体等に対して
 支援する活動、雇用等就業機会の拡充を支援する活動およびキャリア・コンサルティングの
 研究活動を行い、広く社会貢献に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業として次の事
 業を行う。

- (1) 職業能力の開発や職業選択に係る相談・支援事業
- (2) 企業・組織内におけるキャリア形成活動の定着化に向けた支援事業
- (3) キャリア・コンサルタント養成事業

- (4) キャリア・コンサルタント資格認定事業
 - (5) キャリア・コンサルティングに関する技術向上研究事業
 - (6) キャリア・コンサルティングに関する講演会・セミナー・シンポジウム等の開催事業
 - (7) 企業・官公庁・他 NPO 等の団体等からの受託事業
 - (8) キャリア・コンサルティングに関する講師の派遣事業
 - (9) キャリア・コンサルティングに関する調査研究および情報収集と提供事業
 - (10) キャリア形成支援、雇用機会拡充支援を目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築事業
 - (11) キャリア・コンサルティング・ルームの運営事業
 - (12) 会報・出版物の発行事業
 - (13) ホームページの開設と運営事業
 - (14) 無料職業紹介事業
 - (15) その他前各号に関わる付随する事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 自動販売機による飲物等の販売事業
 - (2) 寄付された物品の販売事業
 - (3) 会報への広告掲載事業
 - (4) 自分史出版事業
 - (5) その他前各号の目的を達成するために必要な事業その他前項各号の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した法人の推進活動を行う個人

(2) 登録会員

この法人の目的に賛同して入会した法人の会員を公称出来る個人

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力出来る者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡若しくは失踪宣言を受けたとき、又は賛助会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することが出来る。

- (1)定款等に違反したとき
- (2)法人の名譽を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事3人以上
- (2)監事1人以上

2 理事の中から理事長を置く。

3 必要に応じて副理事長、専務理事、常務理事を置くことが出来る。

(選任等)

第13条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は理事の互選とする。

3 監事は、総会において、正会員の中から選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族が1人を超えてふくまれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。

6 理事は、この法人の職員を兼ねることが出来る。

7 監事は、この法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議により、これを解任することが出来る。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることが出来る。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

(顧問)

第19条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で議決し理事長が任免する。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集したとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、緊急の議事について出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用について、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 理事会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金の借入れ、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があった時。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事が招集を請求するとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、緊急を要する議事を除き第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる

ことが出来ない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録書名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる

ことが出来る。

2 前条の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度修了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する

財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。
(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	新井 滄吉	理事	小亀 重喜	監事	小川 育男
副理事長	森本 道明	理事	田中 攻	監事	東海林正昭
副理事長	塩田 仁	理事	築地 良明		
理事	荒金 雅子	理事	中川 義弘		
理事	浮貝 浩充	理事	宮崎 敬二		

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成17年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成17年9月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員 3,000円 登録会員 3,000円
賛助会員3,000円

(2)年会費 正会員 7,000円 登録会員 3,000円
賛助会員 個人20,000円、法人1口50,000円

附則 この定款は、平成 年 月 日から施行する。

平成 30年 11月 4日

・当法人の定款に相違ありません

特定非営利活動法人 NPO日本キャリア・コンサルタント協会

理事長 三谷 晃一 印